改正前	改正後
（総則）	（総則）
第１条　発注者及び受注者は、契約書記載の工事監理業務の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、工事監理業務委託仕様書（別冊の仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下これらを「工事監理仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この約款及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。	第１条　発注者及び受注者は、契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）記載の工事監理業務の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、工事監理業務委託仕様書（別冊の仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下これらを「工事監理仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この約款及び工事監理仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２～１１　（略）	２～１１　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。